KNC NETWORK NEWS

2016年2月6日 発行

気になる記事:預金金利、最低水準に―住宅ローンも低下―

日銀の先週末のマイナス金利政策決定を受け、民間銀行が預金金利を引き下げ始めた。過去最低水準にある住宅ローン金利も下げる方向だ。異例のマイナス金利政策の影響が家計や企業に広がってきた。

(有)北野財経システム 北野会計事務所 大阪市淀川区西中島 7-1-26

オリエンタル新大阪ビル 707 号 TEL: 06-6304-7857 • FAX: 06-6304-8851 http://www.kngroup.jp

経営一言:どんな時も命というものは人の意思のどうかを問わず生きようとしている。

(作詞・作曲家 小椋 佳氏)

一所長コメント: どんなものでも命は富る。 命が宿る処魂が宿る。 経営にも、人生にも、草木石ころまで魂は宿る。 大切なもの長く付き合ったものには愛着が生まれる。 役目が終わった針供養や筆供養では見えないものに感謝する。 もったいない心は命の再生である。 一

非上場株式の配当所得 《税務》

非上場会社の配当金は20.42%(復興特別所得税を含み、地方税は含まない)の税率で源泉徴収されます。その配当金を受け取った人は、配当所得として、各所得の金額を合計して所得税額を計算する「総合課税」で確定申告します。このときの配当所得は、一定のものを除いて配当控除を適用できます。非上場会社の配当金のうち、1回で支払いを受ける配当の金額が「10万円×配当計算期間の月(最高 12 か月)÷12」以下であれば、納税者の判断で確定申告しなくてもよいこととされています(確定申告不要制度)。なお、上場株式の配当所得については申告分離課税も選択できます。確定申告不要制度との選択制です。申告分離課税を選択するときは、確定申告する上場株式等の配当所得の全てを対象にしなければなりません。

社内会議の開き方 《経営》

社内で何らかの会議を開く準備として、どんな点に留意すべきでしょうか。会議の準備は、一般的に次の3点が重要と考えられます。

・取り上げるテーマと目的は前もって明示し、会議によって解決または決定すべき事柄を参加者に知らせる。・参加者が誰であるかを前もって知らせる。一般に直接関係する人だけを集め、事後の報告で済む人は招集しない。・会議の開始日時と終了時間を明示してそれを厳守し、所要時間は必要最小限を旨とする(長いと緊張感が薄れる)。

更に会社は、日頃から重要な会議運営の心得を全社員に示しておくことが有効です。例えば、次のような心得です。

- ・活発な意見を期待するためには、進行役(議長役)の意見や意向だけが中心になることを避け、参加者全員が気軽に発言出来る雰囲気にする(お互いの表情が見えるように机とイスを菱型・円型・正方形型等にすることも有効)。
- ・上司(先輩)が部下(後輩)意見を否定するような発言は出来るだけ控える。
- ・特定の人だけに繰返し発言させたり、長時間発言させたりしない
- ・会議の経過(提案・意見等の内容)と決定事項を明確にして終了 し(議事録作成)、参加者及び関係者の情報共有を図る。

確定申告書へのマイナンバー記載時期について《税務》

2016 年(平成 28 年) 2 月 16 日~3 月 15 日に提出する確定申告書類には、マイナンバーの記載欄がありません。 これがマイナンバーが関係しない最後の確定申告となります。マイナンバー制度がスタートするのは 2016 年 1 月~です。

確定申告書類にマイナンバーの記載欄ができるのは、2017 年 (平成29年)2月中旬~3月中旬に提出する確定申告書類からで す。(つまり、2016年度分の確定申告からです。)

これがマイナンバーを記載することになる初めての確定申告となります。ちなみに個人番号は12ケタ、法人番号は13ケタです。個人事業主は、本人に付与された12ケタの個人番号を利用します。

具体的には、個人事業主の場合、確定申告書 B にマイナンバーを記載することになり、青色申告決算書、収支内訳書、計算明細書等の申告書添付書類については、個人番号の記載は不要です。確定申告においては、マイナンバーを導入することで添付書類削減などのメリットがあります。

確定申告だけでなく、マイナンバーは「社会保障・税・災害対策」 の3分野で活用されます。

企業版ふるさと納税創設(H28 年度税制改正大綱)

《税務》

今回の改正では、地方創生を推進するための施策が随所設けられています。

【地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設】・・・地域再生法の改正法の施行日から平成32年3月31日までの間に、同法の認定地域再生計画に記載された地方創生推進寄附活用事業(仮)に関する寄付を行った場合に、法人事業税で10%、法人住民税で20%を税額控除する。ただし、三大都市圏にある地域交付税の不交付団体は対象外。また主たる事務所の立地団体への寄附も対象外。

【中小企業者等の機械装置の償却資産税の特例措置】・・・中小企業の生産性向上に関する法律(仮)の施行日から平成31年3月31日までの間に、一定の生産性向上設備(仮)を取得した中小企業に対し、その設備に係る償却資産税の課税標準を最初の3年間、価格2分の1とする。

【地方法人課税の偏在是正】・・・平成 29 年4月1日以後に開始する事業年度から、法人住民税の法人税割を道府県民分で1.0%(制限税率2.0%)、市町村民分で6.0%(同8.4%)に引き下げる一方、地方法人税の税率を10.3%に引き上げる。

【地方拠点強化税制の拡充】・・・雇用促進税制のうち地方活力向上地域特定業務施設整備計画に係る措置で、一定の調整をした上で所得拡大即死税制との併用可とする。